

はかりの定期検査について

(お知らせ)

鏡野町内で取引または証明に使用されている《はかり》(家庭用は除く)は、2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられています。(計量法第19条)町内の《はかり》については、下記の日程で検査を実施しますので、該当する《はかり》を所有されている場合は、必ず検査を受けてください。

検査対象

・商店、事務所、農家等にある商売用はかり

※農家の方は直売所等への出荷用のはかりも対象となります。

・病院、医院、薬局等の業務用のはかり

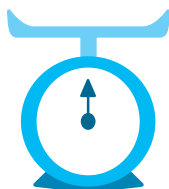
・保育園、幼稚園、学校、福祉施設等の体重測定用はかり

※なお、受検には費用がかかります。

お問い合わせ先

岡山県産業労働部産業企画課計量管理班
電話(086)241-0561
鏡野町 産業観光課
電話(0868)54-2687

対象地域	月 日	時 間	場 所
富 地 域	6月18日(火)	10:30~12:00	富振興センター
上齋原地域		14:30~16:30	上齋原振興センター
奥 津 地 域	6月19日(水)	9:30~12:00	奥津振興センター
		13:00~14:00	
鏡 野 地 域	6月20日(木)	10:30~12:00	鏡野町商工会本所
		13:00~15:00	
	6月21日(金)	10:30~12:00	
		13:00~15:00	



大豆栽培農家の皆様へ

大豆の作柄は、天候に大きく左右されます。播種期の降雨、夏の干ばつ、台風、秋の長雨など自然災害が生育に影響を与えます。大豆栽培と被害は背中合わせのため、大豆共済に加入しましょう。

この大豆共済は、黒大豆、白大豆ごとに5a以上の大豆を作付けしている農家が加入でき、栽培する全ての耕地を申し込みいただくようになります。詳しくは当事務組合までお問い合わせください。

申し込み期限は**6月21日(金)**です。

お問い合わせ先

津山地区農業共済事務組合
電話(0868)36-7730



農地利用状況調査の実施について

鏡野町農業委員会では、優良農地の確保と有効利用の推進を図るため、7月から10月までの4カ月間、農地の利用状況調査を実施します。調査にあたり、農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

農地は食料の生産基盤である大切な資産です。また、遊休農地は病害虫の発生、有害鳥獣の隠れ場所になるなど近隣に迷惑がかかります。農地をお持ちの方は適正な管理をお願いいたします。

お問い合わせ先

鏡野町農業委員会事務局(産業観光課内)
電話(0868)54-2687

